

ロード強化指定選手選考基準

2015年3月2日

(公財) 日本自転車競技連盟

強化指定選手は以下の基準を基にロード競技部会が選考し、選手強化委員会を経て選手強化本部会において総合的に判断して最終決定する。

<共通基準>

- ・本連盟に登録された日本国籍の者。
- ・日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- ・強化事業への参加と強化の方針や指示に従う事を承諾した者。

<エリート男子>

●12月に翌年1月1日から12月31日を指定期間として下記基準のいずれかを満たす25名程度を選考する。

1. ワールドツアー・プロコンチネンタルチーム所属者
2. 前年10月1日から当該年11月30日までのUCIポイント上位者

●上記にかかわらずロード競技部会からの推薦者（随時）

<U23>

●12月に翌年1月1日から12月31日を指定期間として下記基準のいずれかを満たす25名程度を選考する。

- ・UCIポイント獲得者（獲得次第）
- ・全日本ロード（エリート）20位までの者
- ・全日本ロード（U23）6位までの者（U23・3年目までの者）
- ・学生選手権ロード6位までの者（U23・3年目までの者）

●上記にかかわらずロード競技部会からの推薦者（随時）

<エリート女子>

●12月に翌年1月1日から12月31日を指定期間として下記基準のいずれかを満たす10名程度を選考する。

- ・UCIポイント獲得者（獲得次第）
- ・全日本ロード6位までの者
- ・ジャパンカップ女子オープン3位までの者

●上記にかかわらずロード競技部会からの推薦者（随時）

<ジュニア男女>

●9月から翌年の世界ジュニアまでを期間とし男子13名以内・女子10名以内の者を選考。

- ・9月に自己推薦があった者からジュニア強化育成部会が選考。
- ・本連盟加盟団体から推薦されジュニア強化育成部会が選考した者（随時）。

<強化指定解除>

●以下の選手は強化指定を解除する。

- ・競技活動を辞めたと見なされる者（練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む）
- ・アンチドーピング規定に従わない者
- ・強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる者
- ・強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
- ・代表として不適格な言動・態度が認められる者
- ・提出した誓約書の内容を順守しない者